

国立大学法人滋賀医科大学バイオセーフティ委員会規程

平成17年5月25日制定
平成29年7月3日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における病原体等（病原微生物、ウイルス、寄生虫及びこれらの產生する毒性物質、発がん性物質及びアレルゲン等生物学的作用を通して人体に危害を及ぼす要因となるものをいう。以下同じ。）の取扱い及び保管等の安全管理に関する事項を審議するため、滋賀医科大学バイオセーフティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 病原体等の安全管理に関する理論的、技術的事項に関すること。
- (2) 病原体等の病原性レベルの分類に関すること。
- (3) 実験室及び管理区域の安全設備に関すること。
- (4) 病原体等の保管、分与及び取扱いに関すること。
- (5) 教育訓練及び健康管理に関すること。
- (6) 事故発生の際の必要な措置等に関すること。
- (7) その病原体等の安全管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1名
- (2) 動物生命科学研究センターの教授
- (3) 実験実習支援センターの准教授
- (4) 遺伝子組換え実験安全主任者
- (5) 保健管理センター所長
- (6) 基礎医学講座の教員 若干名
- (7) 臨床医学講座の教員 若干名
- (8) その他委員長が必要と認める者 若干名

2 前項第6号から第8号の委員は、教育研究評議会の議を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事等)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(靈長類研究に関するバイオセーフティ委員会)

第7条 本学の靈長類研究における病原体等の感染実験、取扱い及び保管等の安全管理を審議するバイオセーフティ委員会については、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。